

申請に対する処分

処分名	保育所の入所承諾
根拠法令	奄美市保育の実施に関する条例第2条, 奄美市保育の実施に関する条例施行規則第3条の1, 3 第4条
所管課	福祉政策課

1 審査基準

(1) 申請を行うことができる人

市内に住所を有する就学前の児童の保護者

(2) 申請の方法

保育所入所申込書（奄美市保育の実施に関する条例施行規則第3条に規定）を提出する。

(3) 許認可等の要件

ア 児童の保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することにより、当該児童を保育することができないと認められる場合であって、かつ、同居の親族その他のものが当該児童を保育することができないと認められる場合に行うものとする。

(ア) 昼間に居宅外で労働することを常態としていること。

(イ) 昼間に居宅外で当該児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としていること。

(ウ) 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。

(エ) 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。

(オ) 長期にわたり疾病の状態にある、又は精神若しくは身体に障害を有する同居の親族を常時介護していること。

(カ) 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。

(キ) 市長が認める前各号に類する状態にあること。

イ 次の各号のいずれかに該当する児童に対しては、入所を拒むことができる。

(ア) 入所児童が定員に達したとき。

(イ) 感染症又は悪質の疾患があると認めたとき。

(ウ) 他の入所児童に悪影響を与えるおそれがあると認めたとき。

(エ) 心身が虚弱で保育所における保育に堪えないと認めたとき。

(オ) 保育所へ入所できる基準に該当しない等の理由で、保育の実施の必要がないと認めたとき。

2 標準処理時間

随時、審査・処理を行う。